

中川町地域防災計画

資料編

令和4年3月
中川町防災会議

目次

〔防災組織〕	1
資料1 関係機関等の連絡先	1
〔消防〕	5
資料2 消防施設等の整備状況（令和4年3月現在）	5
〔災害履歴・震度階級等〕	7
資料3 過去の災害の記録	7
資料4 気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月気象庁）	10
〔災害危険箇所等〕	15
資料5 重要水防区域等	15
資料6 土石流、急傾斜地、地すべり 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	21
資料7 危険物所在一覧	27
〔物資・資機材〕	28
資料8 防災資機材・救援物資調達先一覧	28
〔避難場所〕	31
資料9 避難場所	31
〔通信・輸送〕	33
資料10 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	33
資料11 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱	35
資料12 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領	39
資料13 北海道防災ヘリコプター緊急運航・救急患者緊急搬送手順・対応	41
資料14 緊急通行車両確認証明書	42
資料15 緊急通行車両標章	42
〔応急・復旧〕	43
資料16 被害状況判定基準	43
資料17 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）	47
〔条例・協定等〕	49
資料18 中川町防災会議条例	49
資料19 中川町防災会議運営規程	51
資料20 中川町災害対策本部条例	52
資料21 災害時における協定一覧	53
資料22 北海道広域消防相互応援協定	55

資料 23	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	58
資料 24	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	60
資料 25	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目	63
資料 26	「かみかわの絆 19」～上川管内町村広域防災に関する決議～	65
資料 27	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	66

〔様式〕 68

○別記第 1 号様式	職員参集状況報告書	68
○別記第 2 号様式	職員等安否確認調査票	69
○別記第 3 号様式	気象通報受理簿（兼送信票）	70
○別記第 4 号様式	水防活動実施報告	71
○別記第 5 号様式	災害情報	72
○別記第 6 号様式	被害状況報告（速報・中間・最終）	74
○別記第 7 号様式	避難者世帯名簿	76
○別記第 8 号様式	避難所収容台帳	77
○別記第 9 号様式	避難所設置及び収容状況	78
○別記第 10 号様式	救助種目別物資受払簿	79
○別記第 11 号様式	公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）	80
○別記第 12 号様式	自衛隊災害派遣要請の要求について	86
○別記第 13 号様式	自衛隊災害派遣撤収要請の要求について	87
○別記第 14 号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	88
○別記第 15 号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書	89
○別記第 16 号様式	救急患者の緊急搬送情報伝達票	90
○別記第 17 号様式	被災者救出状況記録簿	91
○別記第 18 号様式	救護班活動状況	92
○別記第 19 号様式	医療実施状況	93
○別記第 20 号様式	助産台帳	94
○別記第 21 号様式	輸送記録簿	95
○別記第 22 号様式	炊き出し給与状況	96
○別記第 23 号様式	飲料水の供給簿	97
○別記第 24 号様式	世帯構成員別被害状況	98
○別記第 25 号様式	物資購入（配分）計画表	99
○別記第 26 号様式	物資の給与状況	100
○別記第 27 号様式	物資給与及び受領簿	101
○別記第 28 号様式	応急仮設住宅台帳	102
○別記第 29 号様式	住宅応急修理記録簿	103
○別記第 30 号様式	障害物除去の状況	104
○別記第 31 号様式	学用品の給与状況	105
○別記第 32 号様式	遺体の捜索状況記録簿	106
○別記第 33 号様式	遺体処理台帳	107
○別記第 34 号様式	埋葬台帳	108
○別記第 35 号様式	賃金作業員雇用台帳	109

〔防災組織〕

資料 1 関係機関等の連絡先

1 中川町（役場・消防署・公共施設等）

名称	所在地	電話番号
中川町役場	中川町字中川 337 番地	01658-7-2811
中川町教育委員会 (中川町生涯学習センター)	中川町字中川 217 番地 2	01658-7-2877
上川北部消防事務組合（消防本部）	名寄市西 4 条北 3 丁目 14-16	01654-3-2627
中川消防支署	中川町字中川 274 番地 3	01658-7-2119
西天北 5 町衛生施設組合	天塩郡幌延町字幌延 884	01632-5-1154
中川町立診療所	中川町字中川 382 番地の 1	01658-7-2018
中川町立歯科診療所	中川町字中川 396 番地の 1	01658-7-2151
佐久地区公民館	中川町字佐久 100 番地	01656-8-5002
中川町農業者トレーニングセンター	中川町字中川 224 番地	01658-7-2886
中川町民プール	中川町字中川 224 番地内	01658-7-3666
中川スキー場	中川町字中川 540 番地	01658-7-2461
中川町火葬場	中川町字誉 60 番地 4	01656-7-2475
誉平排水機場	中川町字大富 914 番地	01658-7-2980
中川町農業振興センター	中川町字中川 118 番地	01658-7-2303
中川町エコミュージアムセンター	中川町字安川 28 番地 9	01656-8-5133

2 幼児センター

名称	所在地	電話番号
中川町幼児センター	中川町字中川 217 番地 2	01656-7-2118

3 学校（小中学校）

名称	所在地	電話番号
中川町立中央小学校	中川町字中川 221 番地 1	01658-7-2841
中川町立中川中学校	中川町字中川 224 番地	01658-7-2861

4 指定地方行政機関

名称	所在地	電話番号
北海道開発局旭川開発建設部	旭川市宮前通東 4155 番 31	0166-32-1111
北海道開発局旭川開発建設部 士別道路事務所	士別市大通西 15 丁目 3142 番地 31	0165-23-3146
北海道開発局旭川開発建設部 名寄河川事務所	名寄市西 6 条南 9 丁目	01654-3-3177
北海道農政事務所旭川地域センター	旭川市宮前通東 4155 番 31	0166-76-1277
北海道森林管理局上川北部森林管理署 佐久合同森林事務所	中川町字安川 31 番地 4	01658-8-5321
旭川地方気象台	旭川市宮前通東 4155 番 31	0166-32-7101

5 自衛隊 陸上自衛隊第3即応機動連隊

名称	所在地	電話番号
陸上自衛隊第3即応機動連隊	名寄市内淵 84 番地	01654-3-2137

6 北海道

名称	所在地	電話番号
北海道総務部危機対策局危機対策課	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-231-4111
上川総合振興局（代表）	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-5900
上川総合振興局地域政策部地域政策課 （防災）	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-5918
上川総合振興局旭川建設管理部 道路課 治水課	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-5154 0166-46-5156
上川総合振興局旭川建設管理部 美深出張所	中川郡美深町西 3 条北 2 丁目 10 番地 6	01656-2-1081
上川総合振興局保健環境部 名寄地域保健室	名寄市東 5 条南 3 丁目 63 番地 38	01654-3-3121
北海道教育庁上川教育局	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-4942
上川総合振興局 上川家畜保健衛生所	旭川市東鷹栖 4 線 15 号	0166-57-2232
上川総合振興局 北部森林室	中川郡美深町字東 2 条南 4 丁目	01656-2-1726
上川総合振興局 上川農業改良普及センター上川北部支所	中川郡美深町字敷島 119 番地	01656-2-1169

7 警察署

名称	所在地	電話番号
旭川方面本部	旭川市1条通25丁目487番地6	0166-35-0110
北海道警察旭川方面 名寄警察署	名寄市西2条北1丁目1番地1	01654-2-0110
中川駐在所	中川町字中川394番地	01658-7-2019
佐久駐在所	中川町字佐久163番地	01658-8-5071

8 指定公共機関

名称	所在地	電話番号
北海道旅客鉄道(株) 音威子府駅	音威子府村字音威子府	01656-5-3004
日本郵便(株) 中川郵便局	中川町字中川262番地6	01658-7-3160
日本郵便(株) 佐久郵便局	中川町字佐久58番地	01658-8-5300
東日本電信電話株式会社北海道事業部 (北海道北支店)	旭川市10条通り10丁目	0166-20-5410
北海道電力ネットワーク(株) 天塩ネットワークセンター	天塩郡天塩町新栄通7丁目	01632-2-1067
日本放送協会 旭川放送局	旭川市6条通6丁目27番地	0166-24-7000
日本赤十字社 北海道支部 (日赤上川地区)	旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎内	0166-46-5982

9 指定地方公共機関

名称	所在地	電話番号
一般社団法人 上川北部医師会	名寄市西5条北2丁目	01654-2-5311
一般社団法人 旭川歯科医師会	旭川市金星町1丁目1-52	0166-22-2361

10 その他の公共的団体

名称	所在地	電話番号
北はるか農業協同組合 中川支所	中川町字中川308番地	01656-7-2821
上川北農業共済組合 中川家畜診療所	中川町字中川537番地6	01656-7-2271
中川町商工会	中川町字中川400番地1	01656-7-2117
中川町建設業協会	中川町字誉35番地	01656-7-2571
中川町社会福祉協議会	中川町字中川337番地 総合保健福祉センターぬくもり	01658-7-2803

11 近隣市町村（上川総合振興局管内市町村）

名称	所在地	電話番号
旭川市	旭川市6条通9丁目46番地	0166-26-1111
名寄市	名寄市大通南1丁目1番地	01654-3-2111
富良野市	富良野市弥生町1番1号	0167-39-2300
士別市	士別市東6条4丁目1番地	0165-23-3121
鷹栖町	鷹栖町南1条3丁目5番1号	0166-87-2111
東神楽町	東神楽町南1条西1丁目3番2号	0166-83-2111
当麻町	当麻町3条東2丁目11-1	0166-84-2111
比布町	比布町北町1丁目2番1号	0166-85-2111
愛別町	愛別町字本町179番地	01658-6-5111
上川町	上川町南町180番地	01658-2-1211
東川町	東川町東町1丁目16番1号	0166-82-2111
美瑛町	美瑛町本町4丁目6番1号	0166-92-1111
上富良野町	上富良野町大町2丁目2番11号	0167-45-6400
中富良野町	中富良野町本町9番1号	0167-44-2122
南富良野町	南富良野町字幾寅867番地	0167-52-2112
占冠村	占冠村字中央	0167-56-2121
和寒町	和寒町字西町120番地	0165-32-2421
剣淵町	剣淵町仲町37番1号	0165-34-2121
下川町	下川町幸町63番地	01655-4-2511
美深町	美深町字西町18番地	01656-2-1611
音威子府村	音威子府村字音威子府444番地1	01655-5-3311
幌加内町	幌加内町字幌加内4699番地	0165-35-2121

〔消防〕

資料 2 消防施設等の整備状況（令和 4 年 3 月現在）

1 消防庁舎等

名称	所在地	建物構造	延床面積	敷地面積	建設年月日
中川消防庁舎	中川	鉄筋コンクリート 2階建	997.80 m ²	4,520.84 m ²	H. 25. 11. 30
佐久自主防災会	佐久	鉄骨造	234.40 m ²	793.38 m ²	S. 50

2 消防機械

配置	区分	種類	名称	型	摘要
中川消防支署		指揮広報車			
		器具車			
		水槽付消防ポンプ車	こぶし	水Ⅱ型	水 3,000 リットル
		小型動力ポンプ付水槽車	いちい	水Ⅱ型	水 10,000 リットル
		高規格救急車	中川救急		
		救助艇	ポンピラ II	61RK 型	ゴムボート
中川消防団		消防ポンプ車	かつら	CD-Ⅱ型	
		消防ポンプ車	にれ	BD-Ⅰ型	
		小型動力ポンプ付積載車	せん		B2 級
		水槽付消防ポンプ車	つつち	水Ⅱ型	水 2,000 リットル
佐久自主防災会		小型動力ポンプ			C1 級

3 消防水利施設

地区	防火水槽	消火栓	地区	防火水槽	消火栓	地区	防火水槽	消火栓
国府	1		誉 1	1		豊里	1	
歌内	1		誉 2	2		安川 3	4	
大富 2	1		中川	30	1	安川	1	
大富 3	1		佐久	7	1	共和	1	

4 消防無線状況

区分 地区	火災専用 電話	消防専用 電話	無線電話			一般加入 電話	備考
			固定局	移動局	携帯局		
中川	1	—	1	9	10	2	
佐久	—	—	0	0	0	0	

5 その他の状況

区分 地区	空気 呼吸器	防護服	防毒 マスク	エンジン カッター	大型油圧式 救助器具	ジェット シューター	簡易組立 水槽
中川消防支署	6	化学防護服 4 耐熱防護服 2	0	1	スプレッダー 1 カッター 1	9	2,500 ^{リットル} 2 1,000 ^{リットル} 2

6 林野火災消火用資機材一覧

品名	森林愛護組合連合会	上川総合振興局 北部森林室	森林管理署
可搬式消防ポンプ		1	3
ブラシカッター	1	3	
ジェットシューター	2	20	36
鎌	100	30	50
鋏	15	20	49
スコップ		30	46
バケツ（水のう）	20	30	50
水槽	1	2	15
放水ホース		8	
トランシーバー		6	
双眼鏡		4	
ハンドメガホン		1	
チェーンソー		3	
薬剤散布装置		2	
溶解機		1	
可搬用動力ポンプ		1	
ホース・吸水管		12	
空中散布用粉末消滅火剤 （ミヤタ・フォレックス）			3,000kg

〔災害履歴・震度階級等〕

資料3 過去の災害の記録

年 (西暦)	月日	種別	地域	被害状況
昭和14年 (1939)	7月30日 8月7日	洪水	町央	天塩川氾濫 田畑被害 1,526 ha 被害総額 63.4 万円 (18 尺高水位)
昭和19年 (1944)	8月29日	火災	安川	安川3市街 18棟全焼
昭和22年 (1947)	8月15日 ～16日	大雨	町央 町北	天塩川氾濫 田畑被害甚大
昭和24年 (1949)	3月20日	火災	佐久	佐久市街 8戸
昭和26年 (1951)	3月21日	火災	中川	中川市街 6戸全焼
昭和28年 (1953)	7月30日	豪雨	町央 町北	天塩川洪水 田畑冠水 1,254 ha 土木施設被害甚大、被害総額 17,000 万円
昭和28年 (1953)	8月14日 ～15日	大雨	全町	降水量計 34.1 mm 小河川氾濫 農作物被害 99 ha 被害程度 50%
昭和29年 (1954)	5月～9月	凶冷	全町	低温多雨 台風来襲による被害総額 17,600 万円
昭和29年 (1954)	9月26日 ～27日	台風	全町	台風15号来襲による 日本海上北東進 27日宗谷海峡通過
昭和30年 (1955)	7月4日 ～6日	大雨	町央 町北	天塩川洪水による家屋被害 533 戸 田畑冠水 1,740 ha 家畜、土木施設被害甚大 被害総額 29,000 万円
昭和30年 (1955)	7月11日 ～12日	大雨	町央 町北	天塩川、小河川等の溢水により家屋浸水 109 戸 田畑冠水 130 ha 土木施設被害甚大 被害総額 2,800 万円
昭和30年 (1955)	7月13日 ～14日	大雨	町央 町北	天塩川洪水 家屋浸水 106 戸 田畑冠水 800 ha 土木施設被害 3ヶ所 被害額 1,310 万円
昭和30年 (1955)	8月31日	大雨	町央 町北	天塩川氾濫 家屋浸水 145 戸 田畑冠水 1,058 ha 土木施設 50ヶ所 被害総額 8,910 万円
昭和31年 (1956)	6月～8月	凶冷	全町	低温寡照 農作物被害甚大 平均被害率 56% 被害総額 12,860 万円
昭和37年 (1962)	8月16日	台風 豪雨	全町	家屋浸水 21 戸 非住家 25 戸 田畑冠水 2,870 ha 河川橋梁 45 箇所 破損 被害総額 25,230 万円
昭和39年 (1964)	4月1日	融雪 出水	町央 町北	床下浸水 7 戸 畑冠水 225 ha 道路冠水 2.8km

年 (西暦)	月日	種別	地域	被害状況
昭和 39 年 (1964)	4 月 26 日	強風	全町	発達した低気圧の横断による 家屋半壊 1 戸 非住家被害 117 戸 学校屋根破損 11 校 被害総額 360 万円
昭和 39 年 (1964)	5 月～ 10 月	凶冷	全町	寡照多雨 低温による農作物減少 4.1% 減収額 11,620 万円
昭和 49 年 (1974)	4 月 21 日 ～22 日	強風	全町	非住家被害 全壊 3 戸 半壊 3 戸 農業施設 4 ヶ所 被害総額 450 万円
昭和 50 年 (1975)	8 月 24 日 ～26 日	豪雨	全町	畑冠水 83 ha 河川決壊 2 ヶ所 被害総額 36,280 千円
昭和 50 年 (1975)	9 月 8 日 ～9 日	豪雨	全町	床上浸水 41 戸 床下浸水 10 戸 畑冠水 184 ha 河川橋梁 4 ヶ所 道路 7 ヶ所 被害総額 234,409 千円
昭和 55 年 (1980)	9 月 11 日	台風	町央 町北	台風 13 号来襲による 住家一部破損 1 戸 非住家半壊 3 戸 被害総額 455 千円
昭和 56 年 (1981)	8 月 3 日 ～6 日	豪雨	全町	床下浸水 2 戸 畑冠水 298 ha 土木施設被害 20 ヶ所 被害総額 164,508 千円
昭和 56 年 (1981)	8 月 21 日 ～24 日	台風 大雨	全町	住宅一部被害 19 戸 非住家・全壊 6 戸、半壊 51 戸 畑冠水 260 ha 被害総額 72,494 千円
平成 16 年 (2004)	9 月 8 日	台風	全町	台風 18 号来襲による 住家被害 半壊 4 戸 一部破損 27 戸 非住家被害 全壊 30 戸 半壊 15 戸 農業被害 共同利用・営農施設 他 計 227 ヶ所 土木被害 公園 5 ヶ所 林業被害 一般民有林 (その他) 24 ヶ所 商工被害 商業 18 件 工業 14 件 保育所 1 ヶ所 消防施設 1 ヶ所 被害総額 165,446 千円
平成 22 年 (2010)	8 月 13 日 ～14 日	豪雨	全町	集中豪雨による 農業被害 35 戸 80.85ha 林業被害 5 ヶ所 河川被害 2 ヶ所 道路被害 20 ヶ所
平成 24 年 (2012)	7 月 15 日 ～18 日	地震	全町	7 月 15 日午後 11 時 8 分 6 秒 (M4.2) 中川震度 4 7 月 16 日午前 6 時 49 分 46 秒 (M4.3) 中川震度 4 7 月 18 日午前 4 時 39 分 35 秒 (M4.1) 中川震度 4 公営住宅被害 一部破損 3 戸 上屋付プール一部破損 被害総額 22,157 千円
平成 26 年 (2014)	8 月 4 日 ～5 日	大雨	全町	集中豪雨による 農業被害 15 戸 50.30ha (農作物) 農業被害 1 ヶ所 (農業施設) 林業被害 3 ヶ所 河川被害 3 ヶ所 道路被害 1 ヶ所

年 (西暦)	月日	種別	地域	被害状況
平成 26 年 (2014)	8 月 23 日 ～24 日	大雨	全町	集中豪雨による 農業被害 2 戸 2.60ha (農作物) 林業被害 2 ケ所 道路被害 2 ケ所
平成 27 年 (2015)	10 月 2 日 ～3 日	暴風	全町	低気圧による暴風 住家被害 一部破損 3 戸 非住家被害 半壊 6 戸 農業被害 営農施設 他 計 28 ケ所 土木被害 道路 6 ケ所 文教施設被害 小学校ほか 3 ケ所

資料4 気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月気象庁）

■使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。」

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

■鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■大規模構造物への影響

<p>長周期地震動※による 超高層ビルの揺れ</p>	<p>超高層ビルは固有周期が長い ため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらな いと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。</p>
<p>石油タンクのスロッシング</p>	<p>長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</p>
<p>大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落</p>	<p>体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</p>

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

〔災害危険箇所等〕

資料5 重要水防区域等

1-1 重要水防箇所（旭川開発建設部 国管理区間）（78箇所）

（令和2年度）

No	左右岸	築堤名・工作物名	距離標	延長	種別	重要度
1	左岸	国府左岸	48.80～51.60	2.80	越水(溢水)	A
2	左岸	中川左岸	51.60～57.60	6.00	越水(溢水)	A
3	左岸	中川左岸	57.60～57.80	0.20	越水(溢水)	B
4	左岸	中川左岸	57.80～59.40	1.60	越水(溢水)	A
5	左岸	中川左岸	59.40～59.60	0.20	越水(溢水)	B
6	左岸	中川左岸	59.60～60.00	0.40	越水(溢水)	A
7	左岸	中川左岸	60.00～61.40	1.40	越水(溢水)	B
8	左岸	中川左岸	61.40～61.80	0.40	越水(溢水)	A
9	左岸	豊里	62.60～66.20	3.60	越水(溢水)	B
10	左岸	安川	67.20～67.40	0.20	越水(溢水)	B
11	左岸	富和	69.60～72.00	2.40	越水(溢水)	B
12	右岸	国府右岸	47.00～47.80	0.80	越水(溢水)	A
13	右岸	国府右岸	48.80～50.20	1.40	越水(溢水)	A
14	右岸	国府右岸	50.40～52.80	2.40	越水(溢水)	A
15	右岸	中川パンケ	52.80～53.60	0.80	越水(溢水)	A
16	右岸	中川パンケ	53.60～53.80	0.20	越水(溢水)	B
17	右岸	中川パンケ	53.80～55.40	1.60	越水(溢水)	A
18	右岸	中川右岸	56.40～56.60	0.20	越水(溢水)	A
19	右岸	中川右岸	56.60～57.60	1.00	越水(溢水)	B
20	右岸	中川右岸	57.60～58.00	0.40	越水(溢水)	A
21	右岸	中川右岸	58.00～58.20	0.20	越水(溢水)	B
22	右岸	中川右岸	58.20～58.40	0.20	越水(溢水)	A
23	右岸	中川右岸	58.40～59.20	0.80	越水(溢水)	B
24	右岸	琴平	61.00～63.20	2.20	越水(溢水)	B
25	右岸	琴平	63.20～63.60	0.40	越水(溢水)	A
26	右岸	佐久	65.00～67.80	2.80	越水(溢水)	B
27	左岸	国府左岸	50.40～50.60	0.20	堤体漏水	B
28	左岸	国府左岸	51.00～51.60	0.60	堤体漏水	B
29	左岸	中川左岸	51.60～57.80	6.20	堤体漏水	B
30	左岸	中川左岸	58.00～59.80	1.80	堤体漏水	B
31	左岸	中川左岸	60.00～60.20	0.20	堤体漏水	B
32	左岸	安川	67.20～67.60	0.40	堤体漏水	B

No	左右岸	築堤名・工作物名	距離標	延長	種別	重要度
33	右岸	国府右岸	47.20~47.60	0.40	堤体漏水	B
34	右岸	琴平	61.00~63.00	2.00	堤体漏水	B
35	左岸	国府左岸	48.80~51.00	2.20	基礎地盤漏水	B
36	左岸	国府左岸	51.40~51.60	0.20	基礎地盤漏水	B
37	左岸	中川左岸	51.60~55.80	4.20	基礎地盤漏水	B
38	左岸	豊里	62.60~64.00	1.40	基礎地盤漏水	B
39	右岸	琴平	61.00~63.00	2.00	基礎地盤漏水	B
40	右岸	佐久	65.00~66.60	1.60	基礎地盤漏水	B
41	左岸	中川左岸	56.60~58.00	1.40	水衝・洗掘	B
42	左岸	中川左岸	59.80~60.00	0.20	水衝・洗掘	B
43	左岸	中川左岸	61.00~61.60	0.60	水衝・洗掘	B
44	左岸	豊里	65.40~66.20	0.80	水衝・洗掘	B
45	右岸	中川右岸	56.60~58.00	1.40	水衝・洗掘	B
46	右岸	琴平	61.00~61.60	0.60	水衝・洗掘	B
47	右岸	佐久	65.40~67.20	1.80	水衝・洗掘	B
48	—	新歌内橋	50.23		工作物	A
49	—	中川橋	57.90		工作物	A
50	—	誉大橋	59.54		工作物	B
51	—	佐久橋	66.94		工作物	A
52	左岸	国府左岸	49.80~51.60	1.80	旧川跡	要注意
53	左岸	中川左岸	51.60~52.20	0.60	旧川跡	要注意
54	左岸	中川左岸	54.20~54.80	0.60	旧川跡	要注意
55	左岸	中川左岸	55.00~55.60	0.60	旧川跡	要注意
56	左岸	中川左岸	55.80~57.60	1.80	旧川跡	要注意
57	左岸	中川左岸	58.00~58.80	0.80	旧川跡	要注意
58	左岸	中川左岸	59.80~60.40	0.60	旧川跡	要注意
59	左岸	中川左岸	60.80~61.80	1.00	旧川跡	要注意
60	左岸	豊里	62.60~66.20	3.60	旧川跡	要注意
61	左岸	安川	67.20~67.60	0.40	旧川跡	要注意
62	右岸	国府右岸	49.60~49.80	0.20	旧川跡	要注意
63	右岸	国府右岸	50.80~52.80	2.00	旧川跡	要注意
64	右岸	中川パンケ	53.00~53.20	0.20	旧川跡	要注意
65	右岸	中川パンケ	53.40~53.60	0.20	旧川跡	要注意
66	右岸	中川パンケ	54.60~55.40	0.80	旧川跡	要注意
67	右岸	中川右岸	56.40~57.40	1.00	旧川跡	要注意
68	右岸	琴平	62.40~63.00	0.60	旧川跡	要注意
69	右岸	佐久	66.40~67.00	0.60	旧川跡	要注意
70	左岸	国府左岸	48.80~51.60	2.80	重点区間	
71	左岸	中川左岸	51.60~57.60	6.00	重点区間	

No	左右岸	築堤名・工作物名	距離標	延長	種別	重要度
72	左岸	中川左岸	57.80～59.40	1.60	重点区間	
73	左岸	中川左岸	59.54～59.80	0.26	重点区間	
74	左岸	豊里	62.60～64.00	1.40	重点区間	
75	右岸	国府右岸	47.20～47.60	0.40	重点区間	
76	右岸	中川パンケ	53.80～55.40	1.60	重点区間	
77	右岸	琴平	61.00～63.00	2.00	重点区間	
78	右岸	佐久	65.00～66.60	1.60	重点区間	

※ 旭川開発建設部 令和2年度 天塩川重要水防箇所一覧表から抜粋

1-2 重要水防箇所評定基準

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状が生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあるとい考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工事施工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により、本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			<p>新堤防で築造後3年以内の箇所。</p> <p>破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸閘			<p>陸閘が設置されている箇所。</p>

2 重要水防箇所（旭川建設管理部 知事管理区間）（2箇所）

（令和4年3月現在）

No	水系名	河川名	右・左岸	起点位置(Km)			終点位置(Km)			重要水防区域延長(Km)	重要度	築堤有・無	備考
				地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
136	天塩川	コクネツ川	左岸	下国根府	(町) 18線橋から 1.00km 下流	4.00	下国根府	(町) 18線橋から 0.80km 下流	4.2	0.2	B	有	
137	天塩川	コクネツ川	右岸	国府	(国) 国根府橋から 1.00km 上流	1.7	国府	(国) 国根府橋から 1.30km 上流	2	0.3	B	有	樋門

3 重要水防施設（樋門、樋管）

（1）樋門、樋管

北海道開発局旭川開発建設部名寄河川事務所所管

（令和3年4月現在）

河川名	樋門位置(KP)	樋門（管）名	完成年度	操作方法	備考
天塩川	48.63 (R)	ウトナイ第1樋門	H17	エンジン、オーバーリンク	
天塩川	48.63 (R)	ウトナイ第2樋門	S45	エンジンラック	
天塩川	48.67 (L)	国府樋門	S37	エンジンラック	
天塩川	49.82 (R)	歌内樋管	S44	手動ラック	
天塩川	50.41 (R)	歌内樋門	S44	エンジンラック	
天塩川	51.17 (R)	国府右岸樋門	S43	エンジンラック	
天塩川	51.36 (L)	野崎樋門	S55	エンジンラック	
天塩川	52.13 (L)	田村川樋門	S55	エンジンラック	
天塩川	53.54 (L)	塚本樋門	S54	エンジンラック	
天塩川	54.28 (R)	中川パンケ樋門	S41	エンジンラック、 予備ゲート（ステップレス）	
天塩川	54.30 (L)	金住樋門	S55	エンジンラック	
パンケナイ川	2.67 (R)	パンケナイ樋門	H1	エンジンラック	2条7号区間
天塩川	57.15 (L)	大富第2樋門	S62	エンジンラック	
天塩川	57.17 (R)	中川右岸第1樋門	H7	エンジンラック	
天塩川	58.44 (R)	中川右岸第2樋門	H9	エンジンラック	
天塩川	58.98 (R)	中川右岸第3樋門	H8	エンジンラック	
天塩川	60.18 (L)	瀬尾樋門	H15	エンジンアームゲート	
天塩川	61.07 (R)	琴平右岸樋門	S44	エンジンラック	
天塩川	62.02 (R)	琴平樋門	S43	エンジンラック	
天塩川	64.96 (R)	咲丹樋門	S55	エンジンラック	
天塩川	65.50 (L)	豊里樋門	S32	エンジンラック	
天塩川	66.53 (R)	佐久樋管	S54	手動ラック	
天塩川	67.01 (R)	佐久第2樋管	H18	手動ラック	
天塩川	67.57 (R)	佐久川樋門	H18	エンジンラック	
天塩川	67.22 (L)	ペンケシップ川樋門	H4	エンジンワイヤーロープ	
天塩川	67.22 (L)	ペンケシップ川樋門	副操作員		
安平志内川	0.45 (L)	安川樋門	S63	手動ラック	2条7号区間

河川名	樋門位置(KP)	樋門(管)名	完成年度	操作方法	備考
安平志内川	1.0 (L)	十間川樋門	H6	エンジンラック	2条7号区間

上川総合振興局旭川建設管理部美深出張所所管

(平成26年4月現在)

河川名	左右岸別	樋門・樋管名	ゲート数	長さ	断面寸法	字名
コクネップ川	右岸	コクネップ川第1号排水樋門	1	10.00	1.5×1.5	国府
コクネップ川	右岸	コクネップ川第2号排水樋管	1	9.50	φ0.6	国府
ニオ川	右岸	愛国排水樋門	2	37.00	1.7×1.7	豊里
ニオ川	左岸	第1号排水樋管	1	19.82	φ0.9	豊里
ニオ川	左岸	第2号排水樋管	1	14.90	φ0.9	豊里
ニオ川	左岸	第3号樋門	1	28.10	1.0×1.0	豊里

資料6 土石流、急傾斜地、地すべり 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

1 自然現象種類：地すべり

箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害警戒区域区分		予想される被害			
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別 警戒区域 (レッドゾーン)	住宅 (戸)	公共 施設 (棟)	道路等	その他
4-40-262	共和	中川郡中川町字 共和	○	—	—	—	• 町道 L=405m	山林
4-41-263	共和四	中川郡中川町字 共和、字板谷	○	—	—	—	• 道道美深中川 線 L=711m • その他道路 L=978m	山林
4-42-264	安川	中川郡中川町字 安川	○	—	—	—	• 道道美深中川 線 L=388m	農地 山林
4-43-265	板谷二	中川郡中川町字 板谷	○	—			• 道道美深中川 線 L=841m	山林
4-44-266	板谷	中川郡中川町字 板谷	○	—			• 道道板谷蔭ノ 台線 L=720m	山林
<5>-4-471-4	中川町-4	中川郡中川町字 共和	○	—			• その他道路 L=362m	農地 山林

2 自然現象種類：急傾斜地

箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害警戒区域区分		予想される被害			
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別 警戒区域 (レッドゾーン)	住宅 (戸)	公共 施設 (棟)	道路等	その他
I-4-72-2215	中川神路1	中川郡中川町字 神路	○	○	—	—	• 道道美深中川 線 L=50m • 町道 L=10m	農地 山林
I-4-73-2216	中川神路2	中川郡中川町字 安川	○	○	—	—	• 町道 L=68m	山林
I-4-74-2217	中川中川	中川郡中川町字 中川	○	○	—	1※1	• 町道 L=130m	山林

※1 (公共施設) 地場産品加工研究センター

3 自然現象種類：土石流

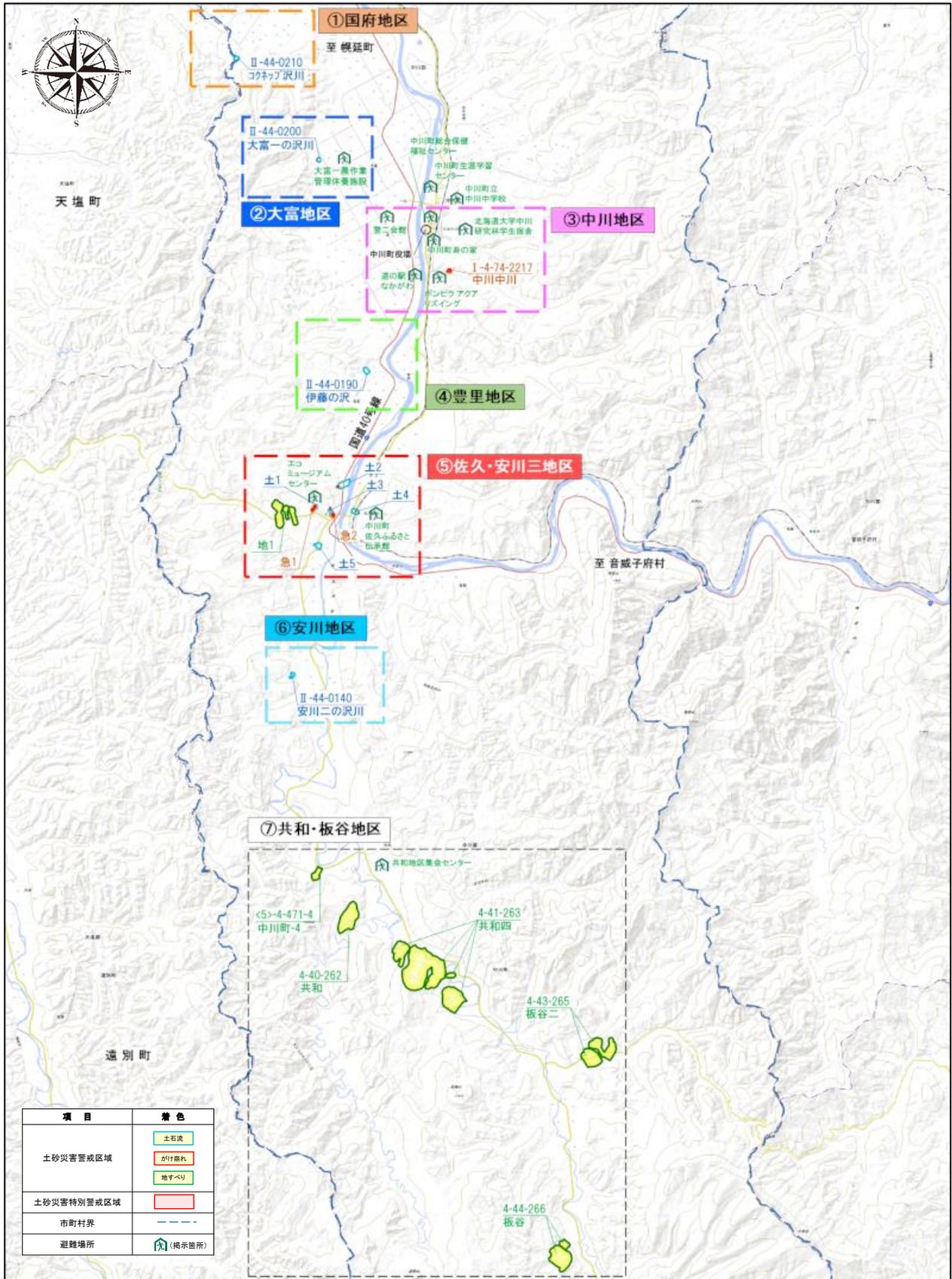
箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害警戒区域区分		予想される被害			
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別 警戒区域 (レッドゾーン)	住宅 (戸)	公共 施設 (棟)	道路等	その他
Ⅱ-44-0140	安川二の沢 川	中川郡中川町字 安川	○	—	—	—	—	農地 山林
Ⅱ-44-0150	安川の沢川	中川郡中川町字 安川	○	—	2	—	・道道美深中川 線 L=170m ・その他道路 L=270m	農地 山林
Ⅱ-44-0160	パンケ左の 沢川	中川郡中川町字 安川	○	—	—	1※1	・パンケ左の沢 川 L=84m	山林
Ⅱ-44-0170	サッピベツ 川	中川郡中川町字 佐久	○	○	—	1※2	・町道 L=100m ・サッピベツ川 L=300m	山林
Ⅱ-44-0180	豊里の沢川	中川郡中川町字 豊里	○	○	1	—	・国道 40 号 L=177m ・その他道路 L=470m ・富里の沢川 L=63m	農地 山林
Ⅱ-44-0190	伊藤の沢	中川郡中川町字 豊里	○	—	—	—	・町道 L=120m ・その他道路 L=170m	農地 山林
Ⅱ-44-0200	大富一の沢 川	中川郡中川町字 大富	○	○	—	—	・その他道路 L=18m ・大富一の沢川 L=100m	農地 山林
Ⅱ-44-0210	コクネツプ 沢川	中川郡中川町字 国府	○	—	—	—	・町道 L=100m ・その他道路 L=170m ・コクネツプ沢 川 L=140m	農地 山林
Ⅱ-44-0220	小鹿沢川	中川郡中川町字 佐久	○	○	6	3※3	・JR 宗谷本線 L=120m ・道道間寒別佐 久停車場線 L=95m ・道道板谷佐久 停車場線 L=95m	山林

※1 (公共施設) 中川町エコミュージアムセンター

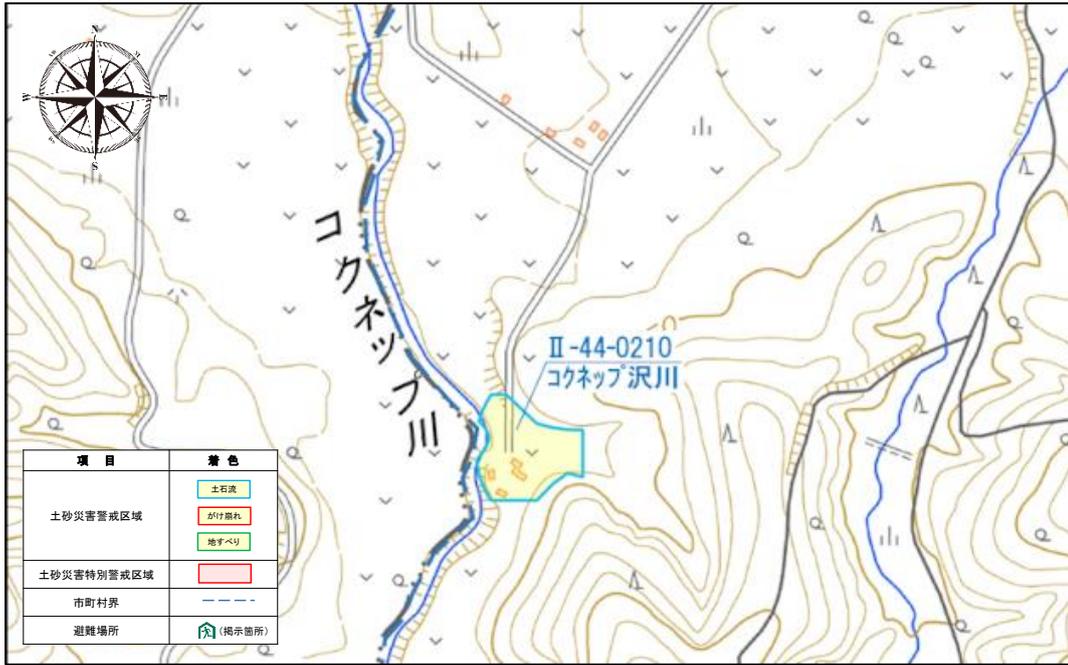
※2 (公共施設) 集会所

※3 (公共施設) 佐久郵便局、JR 佐久駅、藤田旅館

4 土砂災害警戒区域（土石流、がけ崩れ、地すべり）（旭川建設管理部）



①国府地区（拡大図）



②大富地区（拡大図）



③中川地区（拡大図）



④豊里地区（拡大図）



⑤佐久・安川三地区（拡大図）



⑥安川地区（拡大図）



資料 7 危険物所在一覧

(平成 26 年 4 月現在)

事業所名	所在地	電話番号	危険物の種類	備考
株式会社中川石油	誉	7-3261	石油ガス類	
北はるか農業協同組合 中川支所給油所	中川	7-2136	〃	
天北物産株式会社	中川	7-2143	〃	
道北エア・ウォーター株式会社中 川サービスセンター	中川	7-2027	〃	

〔物資・資機材〕

資料 8 防災資機材・救援物資調達先一覧

1 中川町防災資機材

(1) 中川町防災倉庫 1~3、ちやいむ、寿の家、役場庁舎、佐久ふるさと伝承館に保管分

(令和 4 年 3 月現在)

No.	区分	単位	数量	規格 (型番など)	計	備考
1	発電機	台	1	EU24i ガソリン発電機	20	
2		台	19	EU9iGB カセットガス発電機		
3	カセットコンロ	個	12	BOEXCB-AH-41	12	
4	簡易ベッド	台	228		228	<ul style="list-style-type: none"> • 折り畳みベッド • 段ボールベッド
5	アルミ保温シート	枚	1,900	90×180×厚さ 0.3cm	1,900	
6	毛布	枚	660	EB-305	660	
7	タオル	枚	1,600		1,600	
8	間仕切り	個	125		125	<ul style="list-style-type: none"> • 間仕切り+段ボール畳 • プラスチック • 間仕切り
9	多目的テント	張	1		1	
10	石油ストーブ	台	22	対流型 KS-67H 等	22	
11	組立トイレ (便槽型)	基	1		1	
12	ブルーシート	枚	10		10	
13	懐中電灯等 照明器具	個	29	LED ランタン EX-V777D 等	29	
14	ラジオ	個	1		1	
15	特設公衆電話用 電話機	個	14	VE-F04	14	
16	投光器	機	2	WLT-060LWA	2	
17	拡声器	個	1	TR-315	1	

(2) 道の駅なかがわ保管分

(令和 4 年 3 月現在)

No.	品名	規格	数量	単位	備考
1	災害用トイレ (簡易仮設トイレ)	防災備蓄用組立式多目的ルーム	2	個	防災資材倉庫
2	災害用トイレ	段ボール組立トイレ、処理袋付	10	セット	防災資材倉庫
3	ガソリン携行缶	20L 消防法適合品	2	個	防災資材倉庫

No.	品名	規格	数量	単位	備考
4	ホワイトボード	回転、脚付 板面有効寸法：W1770×H870mm 縦横±100mm以内	1	台	防災資材倉庫
5	掲示板	脚付掲示板、ピン掲示 板面：W1800×H900mm 縦横 ±100mm以内	1	台	防災資材倉庫
6	ジェットヒーター	熱交換式温風式	1	台	防災資材倉庫
7	非常用電源	発動発電機 2.6kw 級	1	台	防災資材倉庫
8	生分解性油吸着・分解剤	生分解性油吸着・分解剤 12kg/袋	20	袋	防災資材倉庫
9	大型土のう	耐候性大型土のう（3年対応品）2.0t用10枚入	2	袋	防災資材倉庫
10	土のう袋	PE製約48×62cm	300	袋	防災資材倉庫
11	バリケード	アルミ製ジャバラ式片開き H1200mm×W6000mm ±100mmまで	4	基	防災資材倉庫
12	カラーコーン	伸縮式高さ70cm 幅33×33cm	20	個	防災資材倉庫
13	コーンウエイト	上記カラーコーン用重さ2kg	20	個	防災資材倉庫
14	コーンバー	反射式φ34×2000mm	10	本	防災資材倉庫
15	ハンディライト	LED・乾電池不要タイプ	5	個	防災資材倉庫
16	ドラムコード	屋外用、防雨タイプ、接地付き 30m	2	台	防災資材倉庫
17	アルミスロープ	サイズ：905×1250×50～300mm 段差用 耐荷重300kg アルミ縞板・脱輪防止曲げ加工	1	台	防災資材倉庫
18	組立リヤカー	アルミ合金製 組立式ノーパンクリヤカー 積載荷重300kg以上	2	台	防災資材倉庫
19	マット	アルミマット（200*100*0.8cm） 無架橋高発泡ポリエチレンシート+アルミ蒸着フィルム	50	本	防災資材倉庫
20	スコップ	角形タイプ、パイプ柄	2	丁	防災資材倉庫
21	スコップ	丸形タイプ、パイプ柄	2	丁	防災資材倉庫
22	ツルハシ	両ヅル柄付き	2	本	防災資材倉庫
23	ハンディスピーカー	出力：定格6W（最大10W） 防滴、サイレン付 使用電力：乾電池（単3形）	2	個	防災資材倉庫
24	防災水	5年保存水（2L）	120	本	6本×20ケース 防災資材倉庫
25	防災水	5年保存水（500ml）	120	本	24本×5ケース 防災資材倉庫
26	毛布	140×200（難炎毛布） 真空パック時（1枚/57*73*2cm）	50	枚	防災資材倉庫
27	充電ケーブル	マルチUSB	3	個	コンセントプラグを含む 防災資材倉庫

※ 今後協議により防災資機材を追加する場合がある。

2 救援物資調達先一覧

(令和4年3月現在)

地区名	調達先	電話番号	備考
中川	たかむら	7-2032	
中川	Qマート中川店	7-3939	
中川	セイコーマート天塩中川	7-3900	

〔避難場所〕

資料 9 避難場所

避難対象地区	避難所名	収容可能 人員 (人)	電話番号 (01656)	避難場所 (広域・一時)	水害（内水氾 濫、破堤等）が 想定されない場 合の避難所及び 避難場所	備考
国府	国府農作業管理 休養施設	40	7-2763	国府農作業管理 休養施設前広場	同左	
歌内					歌内農作業管 理休養施設及 び同施設前広 場	
大富三	大富一農作業管 理休養施設	40	7-3425	大富一農作業管 理休養施設前広 場	大富三農作業 管理休養施設 及び同施設前 広場	
大富二					同左	
大富一					同左	
誉二	誉二会館	50	7-2370	誉二会館前広場	同左	
誉一	道の駅なかがわ	50	7-2683	道の駅なかがわ前 広場	同左	
中央一区	中川中学校	400	7-2861	中川中学校 グラウンド	同左	現在改修中の 「生涯学習セ ンター」供用 開始後は、同 センター及び 同センターグ ラウンドを避 難所及び避難 場所とする。
中央二区 (東側)	中川中学校	400	7-2861	中川中学校グラ ウンド	同左	
中央二区 (西側)	中川中学校					
中央三区	総合保健福祉セ ンター「ぬくも り」	100	7-2803	総合保健福祉セ ンター「ぬくも り」前広場	同左	
中央四区 (東側)	北海道大学中川 研究林学生宿舎	100	7-2359	北海道大学中川 研究林学生宿舎 前広場	同左	
中央四区 (西側)	寿の家	100	7-2902	町立診療所前駐 車場	同左	
中央五区 (銅蘭川以北)	寿の家	100	7-2902	町立診療所前駐 車場	同左	

避難対象地区	避難所名	収容可能 人員 (人)	電話番号 (01656)	避難場所 (広域・一時)	水害（内水氾 濫、破堤等）が 想定されない場 合の避難所及び 避難場所	備考
中央五区 (銅蘭川以南)	ポンピラアクア リズイング	300	7-2400	ポンピラアクア リズイング前駐 車場	同左	
琴平						
豊里	エコミュージア ムセンター	400	8-5133	エコミュージア ムセンター前広 場	豊里農作業管 理休養施設及 び同施設前広 場	
佐久	佐久ふるさと伝 承館	100	8-5205	佐久ふるさと伝 承館前広場	同左	
安川三	エコミュージア ムセンター	400	8-5133	エコミュージア ムセンター前広 場	同左	
安川二						
安川一・安川						
共和	共和地区集会セ ンター	30	8-5640	共和地区集会セ ンター前広場	同左	

〔通信・輸送〕

資料 10 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「航空室」という。)に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村(消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用(航空保安施設の運用等)が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部(航空隊)、札幌市(消防局)、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、

航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

資料 11 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|------------|---|
| (1) 航空機等 | 航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。 |
| (2) 消防防災業務 | 航空機を使用して行う災害応急対策活動、救急活動、火災防御活動その他の防災活動に関する業務をいう。 |
| (3) 航空隊員 | 航空機に搭乗して消防防災業務に従事する総務部危機対策局危機対策課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の職員をいう。 |
| (4) 自隊訓練 | 総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）が隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。 |
| (5) 運航計画 | 航空機を効率的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。 |
| (6) 委託会社 | 道が航空機の操縦、整備点検等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。 |

第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第4条 航空室に、防災航空隊を置く。

2 防災航空隊は、航空機に搭乗し、直接、消防防災業務に従事する。

3 防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

4 隊長及び副隊長は、航空隊員の中から危機対策課防災航空室長（以下「防災航空室長」という。）が指名する。

(隊長の任務)

第5条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(副隊長の任務)

第6条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

2 隊長に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代行する。

(隊員の任務)

第7条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、消防防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認してその職務に従事しなければならない。

(搭乗者の指定)

第8条 防災航空室長は、航空機を運航する場合には、運航目的、任務等を明示して搭乗する者を指定するものとする。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第9条 航空機の運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第10条 航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、防災航空室長（以下「運航管理責任者」という。）が行う。

(運航指揮者)

第11条 航空機に搭乗中の隊員の指揮監督をする者を「運航指揮者」という。

2 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときは、運航管理責任者が航空機に搭乗する副隊長又は隊員の中から指定するものとする。

(運航計画)

第12条 運航管理責任者は、消防防災業務及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とする。

(運航する航空機等)

第13条 総括管理者は、法第23条及び第25条に定める技能証明を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、航空機等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

(運航範囲)

第14条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 自隊訓練
- (8) その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、原則として午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りではない。

(緊急運航)

第15条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」と総称する。）は、第12条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航管理責任者は、直ちに緊急運航に移行することとし、その内容を総括管理者に報告しなければならない。

3 緊急運航に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(運航に伴う報告)

第16条 運航指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書（様式第3号）を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書（様式第4号）を作成し、速やかに運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第17条 運航管理責任者は、市町村等と協議して、法第79条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第81条の2の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握に努めるものとする。

第4章 使用手続

(使用予定表)

第18条 航空機の使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。）を予定する者は、毎年2月末までに翌年度の航空機の使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第5号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表（様式第6号）を総括管理者に提出しなければならない。

(航空機の使用申請)

第19条 航空機を使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第7号）により、使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

(航空機の使用承認)

第20条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第8号）を交付するものとする。

第5章 安全管理等

(安全管理)

第21条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

(運航指揮者の責務)

第22条 運航指揮者は、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

第6章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第23条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第24条 運航管理責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

第7章 事故対策等

(捜索及び救難体制の確立)

第25条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかななければならない。

(航空事故発生時の措置)

第26条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を構じ、その状況を運航管理責任者に直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する航空機の故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第 27 条 総括管理者は、法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第 8 章 雑則

(記録及び保存)

第 28 条 運行管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

(その他)

第 29 条 この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 1 9 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

資料 12 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航1管理要綱(以下「要綱」という。)第15条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター(以下「航空機」という。)の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1)災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- (2)災害が発生した市町村(消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。)の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3)その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1)災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(2)救急活動

ア 傷病者の搬送

(ア)現場救急

a 「現場救急」とは、航空機が直接救急現場に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

(イ)転院搬送

a 「転院搬送」とは、航空機による次の傷病者の搬送をいう。

①一旦近郊の医療機関に搬送し所要の治療を行った後に、緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

②医療機関に収容されている入院患者の病態悪化により緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

b 次の場合に出動するものとする。

医師の判断により、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など傷病者の機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

c 転院搬送に搭乗する医師については、緊急性を重視し、搬送元医療機関の医師を基本としつつ医師不在を回避する場合又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の移動手段による搬送元医療機関への医師派遣が困難な場合にあつては、航

空機による派遣を認めるものとする。

(ウ)事後検証

上記(ア)及び(イ)に基づき航空機により傷病者を搬送した全ての事案について、その適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3)救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4)火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5)広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請（前条第5号に規定するものを除く。）は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

(緊急運航の決定)

第5条 運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

2 運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

(要請に対する結果の通報)

第6条 運航管理責任者は、直ちに前条第1項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村長（消防の一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下「市町村長等」という。）は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合（救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。）には、災害等状況報告書（様式第2号）により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

資料13 北海道防災ヘリコプター緊急運航・救急患者緊急搬送手順・対応

平成23年1月21日

【注意事項】

緊急運航と救急患者の緊急搬送では手順が違います。

【緊急運航の手順】

- ①災害発生地の署所から防災航空室に要請の電話を入れる。
 - ②災害発生地の署所から速やかに様式第1号（第4条関係）をFAXで送付する。
 - ③収束後、災害発生地の署所は様式第2号（第8条関係）を本部警防課まで報告する。（メール可）
- ※要請機関の長は、消防長とする。
- ④本部警防課は、上記報告のあった様式第2号（第8条関係）を郵送で総括管理者に送付する。

【救急患者の緊急搬送の手順・対応】

- ①災害発生地の署所から防災航空室に要請の電話を入れる。
- ②災害発生地の署所から速やかに様式第1号（注：緊急運航の様式とは別物）をFAXで送付する。
- ③災害発生地の署所から上川総合振興局（0166-46-5900）にその旨を電話連絡する。
－病院からは依頼を受けていない場合－
- ④受入れ医療機関の確保を行う。

【防災航空室連絡先等】

電話番号	FAX 番号	無線呼出・周波数
011-782-3233 011-782-3256 011-782-3257	011-782-3234	ほっかいどう 701 ①150.73 ②148.75 ③154.15

資料 14 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 ⑩ 公安委員会 ⑩
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	() 局
	氏名	
輸送日時		
輸送経路	出発地	目的地
備考		

※ 備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

資料 15 緊急通行車両標章



- ※ 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- ※ 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- ※ 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

〔応急・復旧〕

資料 16 被害状況判定基準

被害区分		判断基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) 町外の者が町内に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重症、軽症についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。</p> <p>(1) 死者欄の (2) (3) を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1 か月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1 か月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の (2) (3) を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1 か月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1 か月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の (2) (3) を参照。</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舍として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舍ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1 世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2 世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判断基準
② 住家被害	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。	
④ 農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態のもの。 (2) 埋没とは、粒径 1mm 以下にあつては 2cm、粒径 0.25mm 以下の土砂にあつては 5cm 以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
⑤ 土木被害	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。

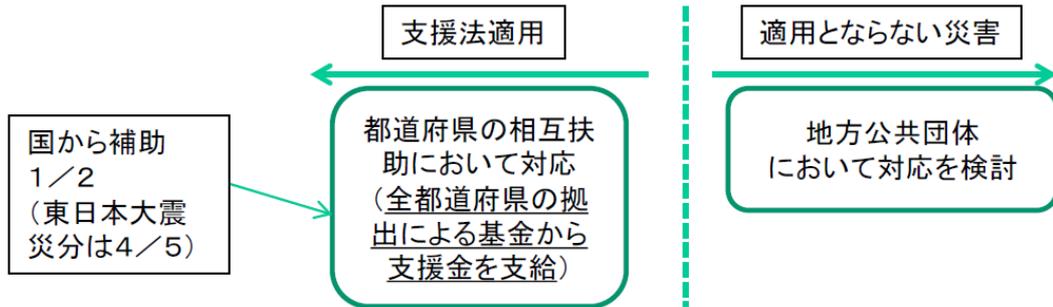
被害区分		判断基準
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	水道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス (戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

資料 17 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）

第 1 被災者生活再建支援制度の概要

1 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2 制度の対象となる自然災害

10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

3 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

4 支援金の支給額

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
①全壊 (被害割合 50%以上) ②解体 ③長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借 (公営住宅を除く)	50 万円	150 万円
④大規模半壊 (被害割合 40%台)	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借 (公営住宅を除く)	50 万円	100 万円
⑤中規模半壊 (被害割合 30%台)	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借 (公営住宅を除く)	25 万円	25 万円

5 支援金の支給申請

申請窓口	市町村
申請時の添付書面	基礎支援金：罹災証明書、住民票 等 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等
申請期間	基礎支援金：災害発生日から13月以内 加算支援金：災害発生日から37月以内

第2 被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）のうち1号又は2号を満たす自然災害が発生した市町村※

災害救助法施行令 別表第1（第1号関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上、15,000人未満	40
15,000人以上、30,000人未満	50
30,000人以上、50,000人未満	60
50,000人以上、100,000人未満	80
100,000人以上、300,000人未満	100
300,000人以上	150

災害救助法施行令 別表第2（第2号関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上、2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上、3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

※1号適用：別表第1の被害が発生した市町村

※2号適用：別表第2の被害が発生した都道府県において、別表第1の世帯数の2分の1に該当する被害が発生した市町村

（住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなされる）

- ② 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村
- ③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る）
- ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
- 全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万以上10万未満のものに限る）
 - 全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万未満のものに限る）

〔条例・協定等〕

資料 18 中川町防災会議条例

昭和 38 年 2 月 1 日 条例第 1 号

改正

昭和 40 年 3 月 1 日 条例第 3 号

昭和 60 年 3 月 12 日 条例第 9 号

平成 12 年 3 月 24 日 条例第 9 号

平成 18 年 6 月 23 日 条例第 17 号

平成 24 年 3 月 23 日 条例第 6 号

平成 24 年 9 月 28 日 条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、中川町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 中川町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 2 項の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 自衛隊の隊員のうちから町長が任命するもの
- (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 町の教育委員会の教育長
- (7) 上川北部消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 上川北部消防事務組合の消防団長のうちから町長が任命する者
- (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (11) その他公共的機関の職員のうちから町長が任命する者

6 前項の委員の定数は 20 名以内とする。

7 第 5 項第 9 号及び第 10 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の

職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年2月1日から施行する。

附 則(昭和40年3月1日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年3月12日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第9号)抄

(施行期日)

2 中川町防災会議条例(昭和38年条例第1号)の一部を改正する条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月23日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 19 中川町防災会議運営規程

平成 18 年 8 月 9 日 規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 中川町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 286 号）及び中川町防災会議条例（昭和 38 年条例第 1 号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

[中川町防災会議条例（昭和 38 年条例第 1 号）]

(会長の職務代理)

第 2 条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故あるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である副町長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第 3 条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

(委員の代理)

第 4 条 委員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理を出席させることができる。

2 代理については、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。

(議事)

第 5 条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開催し、議決することができない。

(委員の異動報告)

第 6 条 中川町防災会議条例第 3 条第 5 項に掲げる委員が、異動等により変更があった場合は、当該委員の後任者はその職、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

[中川町防災会議条例第 3 条第 5 項]

(庶務)

第 7 条 防災会議の庶務は、総務課企画財政室において処理する。

(会長への委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、議決の日から施行する。

資料 20 中川町災害対策本部条例

昭和 39 年 7 月 12 日 条例第 20 号
改正

平成 18 年 6 月 23 日 条例第 16 号
平成 24 年 9 月 28 日 条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、中川町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 法第 23 条の 2 第 2 項に規定する災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 法第 23 条の 2 第 3 項に規定する災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 39 年 7 月 10 日から適用する。

附 則（平成 18 年 6 月 23 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 21 災害時における協定一覧

協定締結事業者等一覧

令和 4 年 3 月現在

	協定書名 (締結月日)	協定先	協定内容
1	上川管内町村広域防災に関する決議「かみかわの絆 19」 (平成 26 年 2 月 14 日)	鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、幌加内町	<ul style="list-style-type: none"> 平常時及び災害発生時における相互協力及び応援等
2	災害発生時における中川町と中川町内郵便局の協力に関する協定 (平成 26 年 3 月 31 日)	中川町内郵便局	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における資機材等の相互提供、郵便業務に係る援護対策等
3	AED（自動体外式除細動器） (平成 22 年 12 月 10 日)	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	<ul style="list-style-type: none"> AED（自動体外式除細動器）の設置等
4	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書 (平成 22 年 12 月 8 日)	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 災害対応型自動販売機の電光掲示板による情報提供
5	災害時における応急対策業務に関する協定 (平成 24 年 4 月 19 日)	中川町建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における水防活動、人命救助活動、交通障害物除去活動等に係る相互協力
6	災害時における応急対策業務に関する協定 (平成 24 年 4 月 19 日)	株式会社中川水道	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における給水活動、水道施設復旧業務等に係る相互協力
7	天塩の国会議相互援助協力に関する協定 (平成 25 年 3 月 22 日)	天塩町、遠別町、幌延町、豊富町	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における資機材及び物資の提供、施設及び職員の提供等
8	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 (平成 20 年 6 月 10 日)	北海道	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における資機材及び物資の提供、施設及び職員の提供等
9	災害時の応援に関する協定 (平成 26 年 3 月 28 日)	北海道、北海道財務局	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における初動時の情報収集、避難施設運営補助、有価物の分別等作業、罹災証明書発行事務等
10	災害等の発生時における市町村と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定 (平成 22 年 10 月 1 日)	北海道エルピーガス災害対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> 被災場所における LP ガスの被害及び復旧状況の情報提供、復旧工事、避難場所等への LP ガスの供給等

	協定書名 (締結月日)	協定先	協定内容
11	災害時における応急対策業務に関する協定 (平成 27 年 10 月 30 日)	上川総合振興局管内 市町村及び上川地方 建設業協会連絡協議 会	<ul style="list-style-type: none"> • 緊急人命救助に伴う障害物の除去のための業務 • 道路施設の損壊等に伴う道路交通確保のための業務 • 架線施設の損壊等に伴う治水安全確保のための業務 • 緊急パトロール業務
12	災害時等における物資の緊急・ 救援輸送等に関する協定書 (平成 27 年 3 月 24 日)	一般社団法人旭川地 区トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> • 災害時等に必要な一般貨物自動車による物資の緊急・救援輸送
13	災害時における石油類燃料の供 給等に関する協定書 (令和 3 年 12 月 1 日)	上川北部石油業協同 組合中川支部	<ul style="list-style-type: none"> • 中川町が必要とする燃料を優先的かつ安定的な供給を行う。
14	大規模災害時における相互協力 に関する基本協定 (令和 3 年 12 月 1 日) ※細目協定 2 本	北海道電力株式会 社、 北海道電力ネットワ ーク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> • 災害時等に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努める。 • 災害活動等の作業にあたり、施設・敷地・資機材・人材等の資源提供について相互に協力する。
15	災害に係る情報発信等に関する 協定 (令和 4 年 2 月 22 日)	ヤフー株式会社	<ul style="list-style-type: none"> • 災害時等に中川町が運営するホームページのアクセス負荷の軽減を目的とする。
16	大規模災害時における相互協力 に関する基本協定 (令和 4 年 3 月 18 日) ※細目協定 2 本	東日本電信電話株式 会社 北海道事業部 北海道北支店	<ul style="list-style-type: none"> • 災害時等に連絡体制を確立し、連携して通信障害情報等必要な情報の共有に努める。 • 災害活動等の作業にあたり、施設・敷地・資機材・人材等の資源提供について相互に協力する。

資料 22 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援

(2) 航空支援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第 6 条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第 1 要請 当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第 2 要請 当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

ウ 第 3 要請 当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 6 年 7 月 25 日締結）

この協定は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書 72 通を作成し、記名押印のうえ市町等において各 1 通を保有する。

平成 3 年 2 月 13 日

資料 23 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事 堀 達 也

札幌市長 他 72 団体

資料 24 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と、各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準ずる。

（応援等の種類）

第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）災害応急対策に従事する職員の派遣
- （2）災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需品）等の提供及びあっせん
- （3）被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所のあっせん
- （4）広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- （5）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- （1）第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局及び振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
- （2）第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局及び振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
- （3）第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

(応援等の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 職員の職種別人員
- (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
- (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
- (5) 受入れを求める被災住民の人数等
- (6) 応援等に関する区域又は場所又は場所及びそれに至る経路
- (7) 応援等の機関
- (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあっては、その旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。

ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

2 この協定の施工に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北 海 道
 北海道知事 高 橋 はるみ
 北海道市長会
 北海道市長会長 田 岡 亮 介
 北海道町村会
 北海道町村会長 寺 島 光一郎

別表

地域区分	構成市町村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
ホ-ツ総合振興局	ホ-ツ総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

資料 25 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目

(趣 旨)

第 1 条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定（以下「協定」という。）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第 2 条 協定第 5 条に規定する連絡担当部局は、別表第 1 のとおりとする。

(応援等の要請の方法)

第 3 条 協定第 7 条第 1 項に規定する応援等の要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うものとし、後日速やかに応援等を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援等の要請等の連絡系統)

第 4 条 協定第 7 条に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報の連絡系統は、別に定めるもののほか、別表第 2 を基本とする。

(経費負担の内容等)

第 5 条 協定第 8 条第 1 項に規定する応援等を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 職員の災害応急対策への従事 応援等を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援等職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
- (2) 備蓄物資及び資機材 当該物資及び資機材の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資及び資機材 当該物資及び資機材の購入費及び輸送費
- (4) 車両、艦艇、機械器具等借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供 借上料
- (6) その他協定に基づき実施した応援等に係る経費 その実施に要した額

2 協定第 8 条第 2 項の規定により応援等に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援等を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

3 応援等に関する業務に従事した職員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

4 応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が要請市町村の指揮の下における業務により生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援等を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

5 前各項の規定により難しい場合については、要請市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第 6 条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された実施細目は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北 海 道	
北海道知事	高 橋 はるみ
北海道市長会	
北海道市長会長	田 岡 亮 介
北海道町村会	
北海道町村会長	寺 島 光一郎

資料 26 「かみかわの絆 19」～上川管内町村広域防災に関する決議～

(主 旨)

第 1 条 この実施細目は、「かみかわ絆 19」～上川管内町村広域防災に関する決議～（以下「決議」という。）第 11 条の規定に基づき、決議の実行に必要な事項を定めるものとする。

(応援職員の公務災害等)

第 2 条 決議第 4 条第 4 号の規定により派遣した職員（以下「応援職員」という。）が、その応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援町村の負担とする。ただし、派遣場所において応急手当をした場合の経費については被災町村の負担とする。

(損害賠償責任)

第 3 条 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災町村がその賠償責任を負う。ただし、応援職員の重大な過失により生じたもの及び被災町村への往復の途中において生じたものについては応援町村が賠償責任を負う。

(経費の負担方法)

第 4 条 決議第 7 条第 1 号の規定により、被災町村が負担すべき経費については、応援町村が一時繰替支弁するものとする。ただし、あっ旋した物質、資機材及び車両等の経費についてはこの限りではない。

2 応援町村は、前項により一時繰替支弁した経費について、次により算定した額を被災町村に請求する。

(1) 物資及び貸与以外の資機材については、当該物資及び資機材の購入費（備蓄しているものを提供したときは、再調達価格）及び輸送費

(2) 携行又は貸与した車両、機械器具、及び資機材については、借上料、燃料費（現地調達したものは除く。）、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費（現地修理したものは除く。）

3 前項に定める請求は、応援町村の町長及び村長名による請求書により、関係書類を添付して、被災町村の町長及び村長に請求する。

4 前 2 項の規定により難いときは、応援町村及び被災町村が協議して定める。

(応援職員の身分表示等)

第 5 条 応援職員は、応援町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被覆、装備及び当座の食料の携行するものとする。

(連絡担当部局)

第 6 条 決議第 9 条第 1 項に規定する連絡担当部局を定めたときは、当該部局名、責任者及び補助者の職・氏名並びに電話番号（勤務時間外の場合も含む）を、あらかじめ相互に通知するものとする。これを変更した場合も同様とする。

(事務局)

第 7 条 決議第 2 条及び第 11 条に規定する事業並びに事務に関する事務局は、上川町村会事務局に置く。

資料 27 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、中川町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

(1)大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合

(2)大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合

(3)その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1)土木施設等の被害状況の把握

(2)二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所への監視、進入路の確保等）

(3)その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(適用)

第10条 この申合せは、平成22年5月27日から適用するものとする。

平成22年5月27日

甲 北海道開発局長

乙 中川町長

〔様式〕

○ 別記第1号様式 職員参集状況報告書

職 員 参 集 状 況 報 告 書

			受付番号	
参集場所			氏 名	
参集時間	自宅出発時間	時 分	所 属	課 係
	到着時間	時 分	部 ・ 班	班
	所要時間	時間 分	参集方法	歩・転・バ・車・交

本人・家族等の安否の状況	
参集路上での被害の状況	
参集途上における留意事項	

注1 参集後に記入し、班長又は所属長に提出すること。

注2 班長又は所属長は、収集後に総務班に提出すること。

注3 受付番号は、総務対策班で記入すること。

注4 「職員・家族等の安否の状況」欄は、負傷等の状況を記入するとともに、家族の場合は、続柄を記入すること。

注5 「参集路上での被害の状況」欄は、人的、建物、橋梁、ライフライン等の被害の状況を簡潔に記入すること。

注6 「参集途上における留意事項」欄は、参集途上において、危険箇所等防災対策面で気がついた事項等を記入すること。

注7 「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、自動二輪の場合はバ、自動車の場合は車、交通機関利用の場合は交に○を付けること。

○ 別記第2号様式 職員等安否確認調査票

職員等安否確認調査票

対策班

本部事務局長

所属・職氏名	連絡方法	連絡時間	連絡の可否	本人・家族等の安否状況	備考 (参集可能時間等)
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		

○ 別記第3号様式 気象通報受理簿（兼送信票）

気象通報受理簿（兼送信票）

決 裁	町 長	副町長	課 長	主担当	副担当	合 議
発信日時	午前 年 月 日 時 分 午後				電話・電報・防災行政無線 連絡 その他（ ）	
発信者				受信者	印	
予警報の 種 類				発表時刻	時 分 発表機関	
受 理 事 項						

処 理 方 法						

○ 別記第4号様式 水防活動実施報告

水 防 活 動 実 施 報 告 書

自 年 日

(市町村名)

至 年 日

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分				備 考
	団体数	活動延 人 員	主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	団体数	使 用 資 材 費			
							主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	
道 (都府県)分 前 回 迄		人	円	円	円		円	円	円	
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
小 計										
累 計										
水防管理団体分 前 回 迄										
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
小 計										
累 計										

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

○ 別記第5号様式 災害情報

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報										
報告日時	月	日	時	分現在	発受信日時	月	日	時	分	
発信機関 (振興局・市町村名等)					受信機関 (振興局・市町村名等)					
発信者 (職・氏名)					受信者 (職・氏名)					
発生場所										
発生日時		月	日	時	分	災害の原因				
気象等の状況	雨量									
	河川水位									
	潮位波高									
	風速									
	その他									
ライフライン関係の状況	道路									
	鉄道									
	電話									
	水道 (飲料水)									
	電気									
	その他									
(1) 災害対策本部等の設置状況		(名 称)		(設置日時)		月	日	時	分設置	
		(名 称)		(設置日時)		月	日	時	分設置	
(2) 災害救助法の適用状況	地区名		被害棟数		罹災世帯		罹災人数			
	(救助実施内容)									

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		避難指示				
		避難勧告				
		自主避難				
	(4) 自衛隊派遣 要請の状況					
	(5) その他措置 の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(7) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他（住民等）		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

○ 別記第6号様式 被害状況報告（速報・中間・最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関（市町村）名			受信	機関（市町村）名				
	職・氏名				職・氏名				
	発信日時				受信日時				
項目		件数等	被害金額（千円）	項目		件数等	被害金額（千円）		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	道工事	河川	箇所		
	行方不明	人				海岸	箇所		
	重傷	人				砂防設備	箇所		
	軽傷	人				地すべり	箇所		
	計	人				急傾斜地	箇所		
			道路			箇所			
② 住家被害	全壊	棟				橋梁	箇所		
		世帯				小計	箇所		
		人			市町村工事	河川	箇所		
	半壊	棟				道路	箇所		
		世帯		橋梁		箇所			
		人		小計	箇所				
	一部破損	棟		港湾	箇所				
		世帯		漁港	箇所				
		人		下水道	箇所				
	床上浸水	棟		公園	箇所				
		世帯		崖くずれ	箇所				
		人		計	箇所				
床下浸水	棟		⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻			
	世帯				破損	隻			
	人				計	隻			
計	棟			漁港施設	箇所				
	世帯			共同利用施設	箇所				
	人			その他施設	箇所				
③ 非住家被害	全壊	公共建物		棟	漁具（網）	件			
		その他		棟	水産製品	件			
	半壊	公共建物		棟	その他	件			
		その他		棟	計				
	計	公共建物	棟	⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所		
その他	棟	治山施設	箇所						
		林道	箇所						
		林産物	箇所						
		その他	箇所						
		計	小計		箇所				
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没等		ha	一般民有林	林地	箇所	
			浸冠水		ha		治山施設	箇所	
		畑	流出・埋没等		ha		林道	箇所	
			浸冠水		ha		林産物	箇所	
	農作物	田	ha	その他	箇所				
		畑	ha	小計	箇所				
	農業用施設	箇所		計	計	箇所			
	共同利用施設	箇所							
	営農施設	箇所							
	畜産被害	箇所							
その他	箇所								
計									

項目			件数等	被害金額 (千円)	項目			件数等	被害金額 (千円)
⑧衛生被害	水道	箇所			⑪社会教育施設被害	箇所			
	病院	公立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所			法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所		
		し尿処理	箇所						
	火葬場	箇所			⑬その他	鉄道不通	箇所		
計	箇所			鉄道施設		箇所			
⑨商工被害	商業	件				被害船舶	隻		
	工業	件				空港	箇所		
	その他	件				水道	戸	—	
	計	件				電話	回線	—	
⑩公立文教施設	小学校	箇所				電気	戸	—	
	中学校	箇所				ガス	戸	—	
	高校	箇所				ブロック塀等	箇所		
	その他文教施設	箇所				都市施設	箇所		
	計	箇所			計	—			
被害総額									
公共施設被害市町村数	団体			火災発生	建物	件			
罹災世帯数	世帯				危険物	件			
罹災災者数	人				その他	件			
消防職員出動延人数	人			消防団員出動延人数	人				
災害対策本部の設置状況	道 (振興局)								
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時			
災害救助法適用市町村名									
<p>補足資料 (※別葉で報告)</p> <p>○災害発生場所</p> <p>○災害発生年月日</p> <p>○災害の種類概況</p> <p>○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) →個人情報につき取り扱い注意</p> <p>○応急対策の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 									

○ 別記第7号様式 避難者世帯名簿

避難者世帯名簿

[避難所名

]

No.

現住所				被災場所			
世帯主氏名				親族その他への連絡先 (氏名・住所・電話番号)			
電話番号							
入 所 世 帯 の 状 況	ふりがな 氏名	生年月日	続柄	性別	職業 (勤務先)	入所日時	退所日時
		M. T. S. H. R 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
備考欄							

注1 一世帯ごとに記入すること。

注2 「被災場所」欄には、現住所付近以外の場所で被災した場合に記入すること。

注3 児童・生徒等については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。

注4 「備考」欄には、次の事項について記入すること。

- (1) 世帯内に病気療養中の者がいるときは、その者の病名及び症状等
- (2) 退所する場合、その移動先が現住所以外のときは、その移動先の住所・氏名・電話番号
- (3) その他特記事項

○ 別記第8号様式 避難所収容台帳

(避難所：)

管理者 認 印	月 日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計	(日間)					

- 注) 1. 「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。
2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

○ 別記第9号様式 避難所設置及び収容状況

中 川 町

避難所の 名称	所在地	種別	開設機関 月 日から 月 日まで	実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
計		既存建物					
		野外仮設					

- 注) 1. 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 2. 「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

○ 別記第10号様式 救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品 名	

中 川 町

品 目		単 位			
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

○ 別記第 11 号様式 公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）

別表 第 1 号様式

従事第号	公用令書	
	住所 氏名	
災害対策基本法第 65 条の規定に基づき、次のとおり		従事 協力を命ずる。
年 月 日		
	処分権者	印
従事すべき業務		
従事すべき場所		
従事すべき期間		
出頭すべき日時		
出頭すべき場所		
備考		

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第2号様式

保管第 号				
公 用 令 書				
住所 氏名				
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
年 月 日				
処分権者				印
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号	公 用 令 書							
	住所 氏名							
	災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり						管理 収用	を使用する。
	年 月 日							
	処分権者							印
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考	

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号	公 用 変 更 令 書
	住所 氏名
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかか る処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	処分権者 印
変更した処分の内容	

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	
公 用 取 消 令 書	
住所 氏名	
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） にかかると処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者	印

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第6号様式

No.	防 災 立 入 検 査 票	
所 属		
職 名		
氏 名		
	年 月 日 生	
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。		
平成 年 月 日 交付		
	中 川 町 長	印
	交 付 責 任 者	印

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

(裏)

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

○ 別記第 12 号様式 自衛隊災害派遣要請の要求について

第 号
年 月 日

北 海 道 知 事 様

中 川 町 長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由

- 2 派遣を必要とする期間

- 3 派遣を希望する区域及び活動内容

- 4 派遣部隊が展開できる場所

- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

○ 別記第 13 号様式 自衛隊災害派遣撤収要請の要求について

第 号
年 月 日

北 海 道 知 事 様

中 川 町 長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付をもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したの
で、次の日時をもって撤収要請されるよう依頼します。

記

1 派遣を必要とした事由

2 撤収要請日時 年 月 日 時 分

○ 別記第 14 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成	年	月	日	時	分
---------	---	---	---	---	---

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関								
		担 当 者 職 氏 名								
		連 絡 先		TEL			FAX			
災 害 の 状 況 ・ 派 遣 理 由	覚 知			年	月	時	分			
	災 害 発 生 日 時			年	月	時	分			
	災 害 発 生 場 所									
	災 害 名									
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況									
派 遣 を 必 要 と す る 区 域						希 望 す る 活 動 内 容				
気 象 の 状 況										
離 着 陸 場 の 状 況	離 着 陸 場 名									
	特 記 事 項		(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況(障害物等)ほか)							
必 要 と す る 資 機 材					現 地 で の 資 機 材 確 保 状 況					
					特 記 事 項					
傷 病 者 の 搬 送 先						救 急 自 動 車 等 の 手 配 状 況				
他 機 関 の 応 援 状 況	他 に 応 援 要 請 し て い る 機 関 名									
	現 場 付 近 で 活 動 中 の 航 空 機 の 状 況									
現 地 最 高 指 揮 者		(機 関 名)		(職 ・ 氏 名)						
無 線 連 絡 方 法		(周 波 数)							H z	
そ の 他 参 考 と な る 事 項										
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齡	所 属	職	氏 名	年 齡	備 考	

○ 別記第 15 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 号
年 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部危機管理監 様

中川町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日 () 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況 措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

○ 別記第 16 号様式 救急患者の緊急搬送情報伝達票

様式第 1 号

(第 報)

救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請日時	令和 年 月 日 時 分			
1 要請市町村名	電話	FAX		
担当課・職・氏名	職名	氏名		
2 依頼病院名	電話			
所在地	FAX			
担当医師名・科名	科	担当課	氏名	
3 受入病院名	電話			
所在地	FAX			
担当医師名・科名	科	直通内線番号		
受入病院の了承: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
4 患者氏名	生年月日	年	月	日
	体重	kg	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
職業				
住所				感染症: <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
病名	<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来: 月 日			
経過	血圧:	mmHg	脈拍:	回/分
	呼吸:	回/分	体温:	℃
	意識レベル(JCS):			
航空機による搬送が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他 (主な理由:)			
気圧変化	<input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り ()			
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)				
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容:)				
<input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由:)				
6 付添搭乗者	氏名	性別	年齢	体重
医師			歳	kg <input type="checkbox"/> 研修医(理由:)
看護師			歳	kg
付添人			歳	kg 続柄:
医師・看護師の所属病院: <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名				
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等				
資機材名	有	数量	総重量	要電源
①点滴	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>
②シリンジポンプ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>
③酸素ポンプ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>
④モニター類	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他
⑤保育器	<input type="checkbox"/>		kg	サイズ W × L × H (cm)
⑥人工呼吸器	<input type="checkbox"/>		kg	サイズ W × L × H (cm)
⑦救急バック	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>
⑧その他	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院:			メモ
	受入病院:			

※ ※市町村はNo. 1～No. 7 の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)
 ※ ※No.4「経過」No.5 について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

被災者救出状況記録簿

中 川 町

年月日	救出 人員	救出用機械器具							実支出額	備考
		名 称	借 上 費		修 繕 費			燃料費		
			数量	所有者 (管理者) 名	金 額	修繕 月日	修繕費			
	人			円		円		円	円	
計		/		/		/				

注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。

注 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

注 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

注 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 18 号様式 救護班活動状況

○ 別記第 18 号様式 救護班活動状況

救 護 班 活 動 状 況

救護班

班長：医師 氏名 印

月	日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
			人		人	円	
計							

注 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

○ 別記第 19 号様式 医療実施状況

病院診療所医療実施状況

中 川 町

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬 入院	診療報酬 通院	点数	金額	備考
				入院	通院					
						点	点	点	円	
計	機関									

注 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

○ 別記第 20 号様式 助産台帳

病院診療所医療実施状況

中 川 町

分 べ ん 者 氏 名	分 べ ん 日 時	助 産 機 関 名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
	月 時 日 分		月 日 日 日	円	
	月 時 日 分		月 日 日 日		
	月 時 日 分		月 日 日 日		
	月 時 日 分		月 日 日 日		
	月 時 日 分		月 日 日 日		
	月 時 日 分		月 日 日 日		
	月 時 日 分		月 日 日 日		
	月 時 日 分		月 日 日 日		
	月 時 日 分		月 日 日 日		
	月 時 日 分		月 日 日 日		
	月 時 日 分		月 日 日 日		
	月 時 日 分		月 日 日 日		

輸 送 記 録 簿

中 川 町

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等		金額	修		繕		燃料費	実支出額	備考	
			使用車両			故障車両等		修繕月日	修繕費				故障の概要
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名						
					円				円		円		
計													

- 注 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
- 注 2 町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
- 注 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
- 注 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
- 注 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
- 注 6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 22 号様式 炊き出し給与状況

炊 き 出 し 給 与 状 況

中 川 町

炊き出し場所の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

注1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。
 注2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 23 号様式 飲料水の供給簿

飲 料 水 の 供 給 簿

中 川 町

供 月	給 日	対 象 員 人	給水用機械器具							実支出額	備 考
			名 称	借 上		修 繕			燃料費		
				数 量	所 有 者	金 額	修繕 月日	修繕費			
		人			円		円		円		
計											

注 1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成し、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

○ 別記第 24 号様式 世帯構成員別被害状況

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況

令和 年 月 日 時現在

中 川 町

世帯構成員別 被害別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 世 帯	7 人 世 帯	8 人 世 帯	9 人 世 帯	10 人 以 上 世 帯	計	小 学 校	中 学 校
全 壊 (焼)													
流 失													
半 壊 (焼)													
床 上 (下) 浸 水													

○ 別記第 25 号様式 物資購入（配分）計画表

物資購入（配分）計画表

令和 年 月 日 時現在

中 川 町

品目	世帯単価	人世帯				人世帯				人世帯				計				備考			
		円				円				円											
		数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額				
計																					

- 注) 1. 本表は、全壊（焼）、流出世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。
 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3. 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにすること。

○ 別記第 26 号様式 物資の給与状況

物資の給与状況

令和 年 月 日 時現在

中 川 町

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成人員 (人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
				布団	毛布	〇〇			
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者 氏名

印

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

○ 別記第 27 号様式 物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼)	2 流失	給与(貸与)の基礎と なつた世帯構成員数	人	男	人
	3 半壊(焼)	4 床上(下)浸水			女	人

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

令和 年 月 日

住所

世帯主 氏名

印

連絡先 (避難所・電話番号等)

給付(貸与)年月日	品名	数量	備考

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

中 川 町

世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面 積	敷地 区分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実支出額	備 考
	人								円	
世帯										

- 注 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 注 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 注 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 注 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 注 5 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
- 注 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
- 注 7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

中 川 町

世帯主氏名	修 理 箇 所 概 要	完了月日	実支出額	摘 要
			円	
計	世帯			

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 30 号様式 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

中 川 町

住家被害 程度区分	氏 名	除去に要した 期 間	実支出額 円	除去に要すべき 状態の概要	備 考
計	半壊 半焼	世帯			
	床上 浸水	世帯			

注 1 住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。

注 2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 31 号様式 学用品の給与状況

学用品の給与状況

中 川 町

○ 別記第 31 号様式 学用品の給与状況

学 校 名	学 年	児童生徒氏名	親 権 者 氏 名	給 与 日 月	給 与 品 類						実 支 出 額	備 考	
					教 育 課	給 与 品 類	そ の 他		学 用 品				内 訳
							国 語	算 数	書 画	鉛 筆			
				月 日									
計												円	
小学校		人										円	
中学校		人										円	

学用品を上記のとおり給与しました。

年 月 日

給与責任者 (学校長)

印

氏 名

- 注 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
- 注 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。
- 注 3 本様式は、救助法の適用時にはその事務用に用いること。

遺体の搜索状況記録簿

中 川 町

年 月 日	搜 索 員 人	搜 索 用 機 械 器 具								実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上		修 繕			燃 料 費			
			数 量	所 有 者	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費		修 繕 の 概 要		
	人				円				円	円	
計											

注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。

注 2 搜索用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成し、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

注 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

注 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 34 号様式 埋葬台帳

○ 別記第 34 号様式 埋葬台帳												
中 川 町												
埋 葬 台 帳												
死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋 葬 氏 名	埋 葬 名	死 亡 者 と 関 係		行 っ た 者	埋 葬 又 は 火 葬 料	葬 費		考 考
		氏 名	年 齢			死 亡 者 と 関 係	棺 (付 属 品 を 含 む)			骨 箱	計	
									円	円	円	
計			人									

注 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市町村長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に記入すること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。
 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

賃 金 作 業 員 雇 用 台 帳

中 川 町

救助種別											給与額		
住 所	氏 名	日 額	月 分					基 本 賃 金		割 増 賃 金			
			日	日	日	日	日	日 数	金 額	時 間		金 額	
計	人	円											

注 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

注 2 各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示すること。

また、5時間の時間外就労は「1.5」と表示すること。

中川町地域防災計画
資料編

令和4年3月
中川町防災会議